

はじめに

2018年発行の『広辞苑』第7版には「多様性」の語は独立の項目としては立てられていませんが、「多様」の用例の一つとしてあげられています。「多様」とは「いろいろ異なるさま。異なるものの多いさま。」とあります。「異なるさま」とは「違う」といえます。わたしたちは人間という点では同じ存在ですが、具体的な一人ひとり、個人を思いえがけば、外面はもちろんのこと、内面においてもさまざまな違いがあることは、誰しも疑わないでしょう。

さまざまな違いをもつ一人ひとりが、それぞれのもつ違いを否定されることなく肯定的に受けとめられ、そのまで存在することができる社会、自分にすなおに生きることができる社会であれば、それは多様性が認められた社会、多様性に理解ある社会、多様性に寛容な社会ということになります。

逆に、それぞれがもっている違いのために差別を受けたり排除されたり、生きることを困難に思う状況があったり、そのためには違いを表出することすら困難で、自分にすなおに生きることができない社会であれば、それは多様性が十分に認められていない社会、多様性についての理解を欠いた社会、多様性に不寛容な社会といわざるをえません。

社会は人間によって構成されるので、多様性についての理解を欠いた社会とは、その社会を構成する人々が多様性について十分な理解を有していない、あるいはそうした人々が多数を占めていることになります。

社会では、多数を占めている人々の考え方や規範、価値観が当たり前、そして多くの場合「善」とされ、それとは異なるものは普通ではない、多くの場合よくないとみなされることが歴史的に見てもしばしばありましたし、いまもあります。普通ではないことは普通に、よくないことはよいものにあらためられるべきであり、それを求めるのも当たり前であり、よいこととされることが多いのですが、そうした状況が推し進められると、結果的に多様性に不寛容で、多様な存在が生きづらい社会になってしまいます。そうした社会では、人々が自分のもつ多様性を主張することが生きることを危うくしかねない状況さえ生まれるのです。

多様性についての理解を深め、多様性が認められた社会を築いていくことは、その社会で多数を占める人々も、少数である人々も、人間であるという唯一の共通点に立って、それぞれの違いをそれとしてありのままに認めあい、ともに生きていくために欠かせません。

以下では、わたしたちがわたしたちの社会を律する基本としている日本国憲法から多様性について考えてみたいと思います。

1 憲法と人権

多様性を認めあうことがわたしたちが生きていくことにかかわるとすれば、多様性は「人権」との関連においてとらえることができるはずです。人権とは、人間が人間として人間らしく生きていく社会を実現するために創出された概念だからです。

日本国憲法は、「第三章 国民の権利及び義務」で第十一條から第四十条まで三十条にわたる人権規定を有しています。しかし、そこに直接的に多様性にかかわる文言を見いだすことはできません。日本国憲法は多様性については積極的な保障を意図していないのでしょうか。

日本国憲法には、それが制定された歴史的背景があります。憲法に直接的に多様性にかかわる文言が見当たらないのは、憲法制定当時、国際的に見ても多様性が人間の生き方や人権にかかわるものとして十分には認識されていなかったことによると思われます。では、憲法から多様性の保障を導き出すことはできないのでしょうか。

そもそも近代憲法は、人権の保障をその核とし、とりわけ国家権力による人権侵害を起こさせないために、国家権力の行使を制限することを企図した権力制限規範として、主権者(国民)によって制定されました。人権を保障するために憲法によって国家権力の行使を制限しようとする考えを立憲主義といいます。

日本国憲法もこうした近代憲法の系譜に連なるものです。日本国憲法の核が人権保障にあることは、

「この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。」
(第十一條)

「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。」
(第九十七条)

という条文や、先にも触れた三十条にわたる人権規定によく表れています。また、憲法が国家権力に対する権力制限規範であることは、

「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。」(第九十九条)

と国務大臣以下の国家権力の具体的担い手に憲法遵守義務を負わせていることに明らかです。

2 人権と多様性

近代憲法の基本的原理は自由と平等です。日本国憲法は、

「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」(第十三条)

「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」(第十四条)

と、(第十三条)において自由を、(第十四条)において平等を規定しています。「個人として尊重される」とは、個人(個人の人格)の尊厳を最高の価値とすることを意味します。日本国憲法制定以前の日本、すなわち大日本帝国においては、個人よりも家や国家が尊重され、家や国家のために個人を犠牲にすることが求められただけでなく、それが美德とさえされました。日本国憲法はそうした発想に訣別したのです。個人の人格が多様であることをふまえれば、個人の人格が尊重されるとは、社会を構成する一人ひとりが有する多様性が尊重されるということにほかなりません。そして、すべての人がその人格的価値において等しい故に、平等に取り扱われる権利、差別されない権利を有するのであり、それは個人の人格が有する多様性を理由に差別されないことを含んでいます。

個人が尊重するために人権が存するわけですが、「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利」が基本的人権の全体像を示しており、その具体的な内容が第十五条以下に示されています。それは自由権的基本権(精神的自由に関する基本権、身体の自由に関する基本権、経済生活の自由に関する基本権(財産権))、社会権的基本権(生存権的基本権)、参政権、受益権(国務請求権)などです。先にも述べたように、これらの人権規定の条文には直接的に多様性にかかわる文言をみいだすことはできません。しかし、人権概念の根幹である個人の尊重が多様性を認めあうことなしには成り立たないのであるから、個人の尊重のための具体的な規定であるそれ自身の人権についても、それぞれが示す具体的な内容において多様性を認めあうことが含まれていると考えられます。

一例をあげれば、精神的自由に関する基本権としては「思想及び良心の自由」(第十九条)、「信教の自由」(第二十条)、「表現の自由」(第二十一条)、「学問の自由」(第二十三条)が規定されています。それらの基底となるのが「思想及び良心の自由」です。それは内心におけるものの見方や考え方の自由、どのような思想を抱き、それに基づきどのような行動をとるかについての価値判断・意思決定の自由を意味します。ものの見方や考え方、思想、価値判断や意思決定を支える価値観が自由であるとは、それが国家から独立して行われるべきこと、つまり国家による干渉を受けないこと(国家は干渉してはならないという意味で権力制限規範)を意味しますが、それは同時に多様なものの見方や考え方、思想、価値観が認められなければならないということであり、それが国家によって否定されることにはかなりません。

さらに、憲法は人権保障をその核としていることから、保障の対象となる人権は条文に規定されているものにとどまらないとされています。人権保障の拡大を可能にする根拠とされるのが「幸福追求に対する国民の権利」(幸福追求権)です。加えて憲法は、

「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。」(第十二条)

として、人権保障を確かなものにしていくための「不断の努力」をも宣言しています。憲法は人権保障について、そこに直接的・具体的に規定された人権にとどまるのではなく、それを拠り所に、その時々の主権者がよりゆたかな人権保障を築いていくことを求め、可能にしているのです。

3 人権の歴史的展開

そのことは人権の歴史そのものが物語っています。自由権的基本権は国家からの自由を意味するもので、これがヨーロッパにおいて政治的には市民革命を、経済的には資本主義を正当化しました。資本主義は財産権の保障にもとづいて発展してきましたが、資本による利潤追求は低賃金・長時間労働などにより労働者が人間らしく生きることを困難にする状況を現出していました。これに対し、人間らしく生きることを保障する社会権的基本権(生存権的基本権)が20世紀に入って創出されたのです。それを最初に規定したのが第一次世界大戦後のドイツのワイマール憲法です。労働者の生存権を保障するためには資本家の財産権に制約を加えることが必要になります。それは、ともに憲法で保障された人権の対立を調停することを必要とします。こうした憲法上の権利の対立を調停するために創出されたのが、「公共の福祉」という概念です。

また、20世紀における二度にわたる世界大戦という経験も新たな人権を生み出しました。第一次世界大戦後の国際社会は、こうした大規模な戦争を起こさないようにするために、戦争そのものを違法化し、国際連盟規約や不戦条約において加盟国・締約国は国際紛争を解決するための手段として戦争に訴えないこととしました。これが「戦争放棄」です。

しかし、にもかかわらず二度目の世界大戦が起こされただけでなく、その最末期には核兵器が使用されるに至りました。それは、

人類が自ら引き起こす戦争によって自らの滅亡を招きかねない危険を現実のものとしてしまったのです。こうした状況を受けて、戦争放棄の宣言にとどまらず、それを実効性あるものとするために戦争の道具である戦力と戦争を起こす最大の要因といえる国家の交戦権を主権者である国民が否定することによって、平和の構築と維持を意図したのが日本国憲法なのです(日本国憲法第九条は第一項で戦争放棄、第二項で戦力と交戦権の放棄を規定しています)。

さらに日本国憲法では、平和を戦争のない状態のみにとどめず、人類の平和的生存を脅かすもの(構造的暴力)を克服していくことによる人権保障を宣言しました。憲法前文に、

「われらは、平和を維持し、専制と隸従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名譽ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。」

と謳われている平和的生存権です。ここにあげられている「専制と隸従、圧迫と偏狭」、「恐怖と欠乏」が構造的暴力の実態・実例です。

わたしたち人類は試行錯誤と、ときに大きな過ちを犯しながらも、それを克服する努力を重ねてきました。20世紀は世界規模の戦争と暴力の世紀という側面を有しますが、一方でそれを克服するために歩んだ世紀でもあったのであり、その歩みの中で新たな人権が生まれてきたのです。

むすびにかえて

わたしたちはいま、こうした人類の経験の上に立っています。21世紀において、どれだけゆたかな人権保障に道を開くかは、いまを生きるわたしたちにかかっているといえます。主権者としてのわたしたちの意識の変化や声、そして行動が社会的な意識や立法や行政、司法を変えていくのです。多様性が認められる社会、多様性に理解ある社会、それは個人の人格の多様性が尊重される社会であり、さまざまな違いをもつ人々がありのままに生きていくことのできる社会、自分にすなおに生きることができる社会です。ここに見てきた人権の歴史をふまえるならば、日本国憲法からはそうした社会を構築するために必要な大きな力をくみ出すことができます。そして、それによってよりゆたかな人権保障への道をひらいていくのは、わたしたちの「不斷の努力」にはかならないのです。

国際的に見ても、人権保障の確立に向けて国際連合においてさまざまな多国間条約が採択されています。その一つに、世界人権宣言の内容を条約化した国際人権規約(経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(社会権規約、A規約)、市民的及び政治的権利に関する国際規約(自由権規約、B規約)。1966年採択)があります。批准した国は定期的に国内の人権状況を国際連合事務総長に報告し、総長からの委託を受けた社会権規約委員会・自由権規約委員会が審査の上、人権状況について改善を促す勧告を発しています。その勧告においても、多様性の保障にはとくに留意されています。多様な人々が生きやすい社会を築くことは、国際社会が、すなわち人類全体がめざしている方向なのです。